

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道49号富田地区電線共同溝PFI事業

令和5年9月20日

国土交通省 東北地方整備局

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設に関する事項	既に敷設されている情報ボックスは、「ウ道路附属物等（道路照明、排水構造物、緑石、防護柵、案内標識等）」に含まれており、移設が必要となった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業において、既設の情報ボックスの支障移設は予定しておりません。移設が必要となった場合は、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
2	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	②ア「詳細設計業務（電線共同溝修正設計など）」と記載がありますが、電線共同溝修正設計の他に、道路詳細設計、照明詳細設計なども当初工程に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	道路詳細設計、照明詳細設計は、当初は想定しておりません。なお、交差点部などにおいて、照明詳細設計等が必要となった場合には、東北地方整備局と協議の上、決定します。
3	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	②イ「本施設の所有権移転業務」と記載がありますが、これは工事業務完了に伴う国への引渡し（所有権移転）手続きという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	3	第1	1	(7)	事業期間	「本事業の事業期間は、東北地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和35年3月末までの期間（約29年間）とする。」と記載がありますが、事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書（案）によります。
5	実施方針	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	※1「整備期間について、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）による工期短縮の提案を可能にする。」とありますが、その短縮提案は、月単位で可能との理解でよろしいでしょうか。	月単位の提案も可とします。
6	実施方針	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しは、令和13年3月頃と記載していただいておりますが、事業者の責に帰さない事由によりこの引渡し時期を超過してしまう場合については引渡し時期の延長は可能なのでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書（案）によります。
7	実施方針	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	「※1 整備期間について、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）による工期短縮の提案を可能とする。」との記載をいただいておりますが、工期短縮提案による引渡し時期の前倒しが可能となった場合での引渡し時期は年度の途中ではなく、要求水準書P36 第3.6に基づき年度末日に限定されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	4	第1	1	(9) ①	整備業務に係る対価	工期短縮提案により第1.1.(8)に示されている本施設の完成・引渡し時期より早期完成・引渡しが可能となった場合、所有権移転時期もその完成引渡し時期になると認識しておりますが、支払開始時期及び支払期間についてもそれに連動して早まるとの捉え方でよろしいのでしょうか。	第1.1.(9)に示すとおりです。
9	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者の支払	②「維持管理業務に係る対価」について、令和13年度から令和34年度までの間の物価上昇による、材料費・労務費・機械費・油脂等々の費用は「国土交通省の単品スライド条項」で設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。また、維持管理業務は長期にわたるので、複数回の物価スライドは認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書（案）によります。
10	実施方針	17	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	②アの同種工事には道路管理者委託の電線共同溝引込連系管工事、電線管理者委託の電線共同溝引込設備工事及び連系設備工事も含むとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針	17	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	第一次審査資料提出においては、③に記載していただいている基準を満たす技術者を1名ではなく複数名を申請させていただいてもよろしいでしょうか。	複数名申請することは可能です。
12	実施方針	17	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	③イの同種工事には道路管理者委託の電線共同溝引込連系管工事、電線管理者委託の電線共同溝引込設備工事及び連系設備工事も含むとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
13	実施方針	18	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	④イの既存ストック所有者からの業務委託受注の実績及び施工実績のある会社であることを証明する書類としては、工事請負契約書、設計図書、特記仕様書の認識でよいでしょうか。 若しくは、CORINS登録の工事概要欄等において「既存設備を活用して電線共同溝を構築する工事」の旨の記述があれば、当該CORINS登録情報を以って証明書とすることもよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
14	実施方針	18	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	④において、既存ストックを活用する工事を行う者としては、令和5年・6年度「通信設備工事」の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていることが必要と記載していただいておりますが、その認定を受けていることを前提としてですが、既存ストック活用工事に配置する技術者についても、第2.6.(4)③の要件を満たす者を配置することでよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
15	実施方針	18	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	④において、既存ストックを活用する工事を行う者に求める条件をア及びイに記載していただいているところですが、これら2つの条件を証明する書類については、既存ストック提案をし、既存ストック活用選定された後に提出することでよいとの認識でよろしいのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
16	実施方針	18	第2	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	①「平成25年4月1日以降に下記の条件を満足する同種工事の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績を有すること。」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。 または、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事を工事監督する業務も「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	実施方針	31	別紙2-2			事業対象区域図(維持管理業務)	維持管理業務の対象範囲では維持管理対象施設が電線共同溝の本体のみとなっておりますが、工事業務で実施した舗装部は維持管理対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	実施方針	33	別紙3		番号16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、既に実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(避及されない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針	33	別紙3		番号20	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	関係自治体への事業概要説明は実施済みですが、周辺住民への事業説明は未実施です。
20	実施方針	33	別紙3	20		住民運動に関するリスク	番号20の説明欄に記載していただいている「国の提示条件」とはどのような条件なのでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)によります。
21	実施方針	34	別紙3		番号26	リスク分担表	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)によります。
22	実施方針	34	別紙3	26		設計変更に関するリスク	貴局及び事業者の帰責事由以外により設計変更が生じた場合においては、貴局と設計変更協議させていただくことが出来るとの認識でよろしいでしょうか。また、P2に記載していただいている特定事業のうち、詳細設計業務(電線共同溝修正設計など)による修正設計図に基づいて工事費等も設計変更対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	前段については、発生する事由により判断します。 後段については、入札公告時に示す事業契約書(案)によります。
23	実施方針	34	別紙3	33		引渡し遅延リスク	P4に記載していただいている本施設の完成・引渡し時期若しくは提案により前倒しすることが可能となった完成・引渡し時期が、貴局及び事業者の帰責事由以外によりその引渡し時期が遅延した場合の増加費用又は損害については、貴局と協議のうえ決定するとの認識でよろしいでしょうか。	前段については、発生する事由により判断します。 後段については、入札公告時に示す事業契約書(案)によります。
24	実施方針	34	別紙3	39		第三者への損害リスク	番号39及び番号40の各説明欄に記載していただいている内容については、公共工事標準請負契約約款第29条に基づくと捉えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)によります。

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
25	実施方針	35	別紙3	44		物価上昇リスク	番号44の説明欄に記載していただいている内容については、公共工事標準請負契約約款第26条第6項及び第7項に基づくものと捉えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書（案）によります。
26	実施方針	35	別紙3		番号42	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引き渡しは行いません。
27	実施方針	36	別紙3		番号60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	入札公告時に示す事業契約書（案）によります。
28	実施方針	36	別紙3		番号61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	入札公告時に示す事業契約書（案）によります。

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 実施方針に係る意見回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	以下の項目を含め、その他事業対象項目がある場合、入札公告時に詳細な施工方法・規格・数量等の提示をお願いします。 ・道路(車道、歩道等) ・道路附属物等(道路照明、排水構造物、縁石、防護柵、案内標識等)	詳細は入札公告時に提示します。
2	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者の支払	項目名が「(9)事業者の支払」と記載がありますが、「事業者への支払」に変更をお願いします。	「事業者への支払」に変更します。
3	実施方針	17	第2	6	(4)	技術者の専任	技術者の変更要件の緩和を検討願います。 配置予定技術者は、専任は工事期間のみに限定されるものの、実質的には最大で令和13年3月まで本事業に拘束されることとなり、通常の工事と比較して長期に渡ることとなります。	原案のとおりとします。
4	実施方針	18	第2	6	(4)	工事企業の資格要件	④イ 「既存ストック所有者より業務委託受注の実績のある会社であること」とありますが、既存ストック所有者は公表されるのでしょうか。公表されない場合、工事企業を選定できないと考えます。	閲覧資料「国道49号富田地区電線共同溝に関する詳細設計図面」をご確認ください。
5	実施方針	24	第6	2	(2)	東北地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	②「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、東北地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。」とありますが、東北地方整備局が賠償請求する(1)③についても「東北地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。」に変更をお願いします。	原案のとおりとします。
6	実施方針	34	リスク分担保	別紙3	28	設計図書の瑕疵リスク	参考資料として貸与されることとなっておりますが、事業者は、この資料を参考として詳細設計を実施することが前提となっているものと考えます。ゼロからの設計とはならないと考えますので、国の負担に△の記載を検討願います。	原案のとおりとします。
7	実施方針	34	リスク分担保	別紙3	30	環境対策リスク	要求水準書(案)第2.5.(6)に家屋調査等の費用は協議の上設計変更にて対応との記載があり、不整合と考えます。国の負担に△の記載を検討願います。	原案のとおりとします。

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	3	第1	6	(1)	本施設の概要	整備対象が表に示されており、連系・引込部の記載がありますが、※1に「連系・引込部について、引込設備及び連系設備は本事業の整備対象外とする。」との記載があります。どちらが正しいか教えてください。	記載のとおり「引込管路・連系管路」は本事業の対象、「引込設備・連系設備」は本事業の対象外です。
2	要求水準書(案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去・復旧施設のうち、排水構造物、防護柵、緑石等の復旧は、現況施設の再利用が可能な場合は再利用するとの考えで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書(案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去・復旧施設のうち、道路照明の移設の必要性については、道路管理者協議に基づき、最終決定されると考えてよろしいでしょうか。(移設場所、照度計画、既存施設の再利用等、詳細は決定していないと理解しています。)	ご理解のとおりです。
4	要求水準書(案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	移設対象施設(信号・感知器)について、移設の必要性については、交通管理者協議に基づき、最終決定されると考えてよろしいでしょうか。(移設場所、照度計画、既存施設の再利用等、詳細は決定していないと理解しています。)	ご理解のとおりです。
5	要求水準書(案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。」とありますが、道路附属物(道路照明、排水構造物、緑石、防護柵、案内標識等)が支障とならない場合でも、美観、景観計画などにより、国と協議のうえ解体撤去、復旧、移設することが合理的と考えられる場合は、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	電線共同溝の整備に支障とならない施設は、解体撤去・復旧、移設の対象としません。ただし、必要と認められる場合は、東北地方整備局と協議の上、決定します。
6	要求水準書(案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	②移設対象施設に情報ボックスの記載がありませんが、移設工事が発生した場合は、本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	既設の情報ボックスの移設工事は必要ありません。なお、現地状況により必要と認められる場合は、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
7	要求水準書(案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「※2 移設工事は交通管理者及び東北地方整備局と協議調整の上決定する」とありますが、東北地方整備局が実施となった場合は、本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	交通管理者との協議の結果、東北地方整備局が実施となった場合は、本事業の対象とします。なお、本事業の対象とする場合は、設計変更の対象とします。
8	要求水準書(案)	9	第2	1	(7)	設計図書等の提出	例えばですが、上り線・下り線・横断部のうち、上り線のみ部分的に設計完了した場合、その上り線に係る設計図書を中間成果として提出をし、その1ヶ月後に上り線の工事着手をすることは可能なのでしょうか。	東北地方整備局との協議の上、決定します。
9	要求水準書(案)	12	第2	2	(1)	BIM/CIM活用業務	(参考)3次元モデル作成の目安で屈性情報属性情報と読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を修正します。
10	要求水準書(案)	12	第2	2	(2)	BIM/CIM実施計画書の作成	調査・設計業務と工事業務は別と考え、各々の業務で提出するとの認識でよろしいでしょうか。また、工事業務で初回提出する計画書は、BIM/CIM実施計画書(変更)には該当しないとのことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書(案)	13	第2	3	(1)	調査項目	「なお、調査項目が確定した場合は、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とする。」と記載していただいておりますが、①試掘調査、②埋設物調査に係る費用については入札価格には含まれていないものとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書(案)	13	第2	3	(1)	調査項目	①試掘調査については、調査・設計業務の一環ではありますが、試験掘計画書策定を調査・設計企業が実施し、試験掘自体は工事企業が実施することによろしいでしょうか。また、試験掘に配置する技術者については、工事業務に従事する主任技術者等と同一人である必要はなく、建設業法で規定する資格者を配置することによろしいでしょうか。	前段については、工事企業が実施することは可とします。後段については、ご理解のとおりです。
13	要求水準書(案)	14	第2	4	(2)	既存ストックの活用について	既存ストックを活用することについて、管理者(通信・電力会社)の了解が得られているか、協議の進展状況をお教えてください。	既存ストックの有効活用については、通信管理者との協定に基づき、活用可能な対象物件、品質調査データ等について協議中です。

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答(案)
14	要求水準書(案)	14	第2	5	(4)	支障物件等調査及び移転協議	「占有業者等への協議は事前に協議内容を業務計画書に記載し、変更がある場合には東北地方整備局へ報告する。」と記載がありますが、移設依頼文書の発出等の移転請求手続きは国にて実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書(案)	14	第2	5	(4)	支障物件等調査及び移転協議	「支障物件の移転計画を立案」とありますが、要求水準書(案)第1.6_(2)_②に「地下埋設物は、当該地下埋設物の各管理者が移設を行い」とあります。支障物件移設は、詳細設計を事業者が行い、移設工事を各管理者が行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書(案)	15	第2	5	(6)	占有業者等との引込管路及び連系管路等の協議	整備にかかる費用は東北地方整備局と協議して決定する旨の記述がありますが、要求水準書(案)第1.6_(1)で連系・引込部は本事業の整備対象外との記述があります。設計変更にて増額するとの認識でよろしいでしょうか。	記載のとおり「引込管路・連系管路」は本事業の対象、「引込設備・連系設備」は本事業の対象外です。本事業の対象である「引込管路・連系管路」については設計変更の対象とします。
17	要求水準書(案)	15	第2	5	(7)	道路標識、道路照明、信号等の計画調整	「事業者が交差点の道路管理者及び所轄警察署と調整を行うものとする」とありますが、交差点の改良が必要となった場合は、交差点設計としての設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	交差点改良については、当初は想定しておりません。ただし、必要が生じた場合は、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
18	要求水準書(案)	15	第2	5	(8)	家屋調査、振動調査、騒音調査	各調査は調整マネジメント(設計業務)において、工事実施前に調査、協議の上、設計変更対象とされていますが、工事業務段階で調査の必要が発生した場合においても、東北地方整備局と協議の上、設計変更対象となりますか。	東北地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
19	要求水準書(案)	18	第3	1	(5)	技術者の専任	①「事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない」とありますが、工事業務を実施する企業が、設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書(案)	19	第3	1	(6)	週休2日の実施	路上工事抑制期間については、「東北地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」に該当するとの解釈でよろしいでしょうか。	路上工事抑制期間は、「東北地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」には含まれません。
21	要求水準書(案)	19	第3	1	(6)	週休2日の実施	考え方は当該工事の工期において、4週8休以上の現場閉所を行った場合とありますが、年度毎ではなく、複数年の工事期間を一貫してとの認識でよろしいでしょうか。併せて、確認書も最終1回の提出との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書(案)	21	第3	1	(10)	施工時期、時間、施工方法の制限事項	「路上工事抑制カレンダー」では、毎年3月は1ヶ月路上工事中止となっております。当事業も該当するとの理解でよろしいでしょうか。また、冬季抑制期間等はあるのでしょうか。	前段については、当事業も対象とします。後段については、路上工事において「冬季抑制期間」となる抑制期間の設定はありません。
23	要求水準書(案)	21	第3	1	(10)	施工時期、時間・施工方法の制限事項	全工種において昼間施工とのことですが、道路使用許可条件等により夜間施工となる場合は、貴局と協議のうえ、設計変更の対象となるのでしょうか。	東北地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
24	要求水準書(案)	21	第3	1	(12) ④	安全対策(埋設物等公衆物損事故防止)	④ウに記載していただいている追加調査が必要となった場合においては設計変更の対象となるのでしょうか。	東北地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
25	要求水準書(案)	21	第3	1	(13)	交通安全に関する事項	「交通誘導警備員を配置するものとする。なお、詳細については、東北地方整備局と協議するものとする。」と記載がありますが、入札公告時に入札価格に反映される交通誘導警備員の延べ人数は提示されるものと考えてよろしいでしょうか。また、配置人数等の変更が生じた場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、東北地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
26	要求水準書(案)	21	第3	1	(13)	交通安全に関する事項	交通誘導員の人数については別途指定していただけるとのことでよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答(案)
27	要求水準書(案)	25	第3	2		既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	1総則では本事業の工事業務の対象範囲には信号、標識は含まれていませんが、本項には既存支障施設には共架設備(信号・標識等)を含むとあります。そのため単独柱の信号、標識は場合により、業務対象に含むとの認識でよろしいでしょうか。	信号、標識は交通管理者及び東北地方整備局と協議調整の上、対応方法について決定します。 なお、本事業の対象とする場合は、設計変更の対象とします。
28	要求水準書(案)	28	第3	3	(11)	性能を規定する対象範囲	①舗装性能を規定した試行工事とありますが、性能を満足していれば標準的な舗装構造でも減額対象ではないとの認識でよろしいでしょうか。	本事業は、車道舗装の性能指標の値に適合する舗装構造及び施工方法を提案するものであり、舗装構造提案による設計変更は行いません。
29	要求水準書(案)	32	第3	3	(20)	引込管路・連系管路等の施工	上記No.16に同じく、設計変更にて増額との認識でよろしいでしょうか。一方で、上記No.15で記載のとおり、移設工事を各管理者が行うとされており、事業者が実施する場合、記載に不整合が生じませんかでしょうか。	記載のとおり「引込管路・連系管路」は本事業の対象、「引込設備・連系設備」は本事業の対象外です。 本事業の対象である「引込管路・連系管路」については設計変更の対象とします。
30	要求水準書(案)	32	第3	3	(21)	舗装の設計	「舗装設計」は工事業務に位置付けられておりますが、設計完了時に要求される舗装関連図面の仕様があれば、お示し頂きたいです。	詳細は入札公告時に示します。
31	要求水準書(案)	35	第3	4	(1)	BIM/CIM活用業務	(参考)3次元モデル作成の目安で屈性情報には属性情報と読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を修正します。
32	要求水準書(案)	38	第5	1	(1)	一般事項	④「調整マネジメント業務(維持管理段階)」には、水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれているという理解でよろしいでしょうか。また、近接施工により立会をした場合、費用は設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、東北地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
33	要求水準書(案)	38	第5	1	(1)	一般事項	維持管理業務でもBIM/CIM活用を実施する場合の費用について、設計業務や工事業務と同様に実施計画書に基づいた見積書を提出し妥当性を確認したうえで設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書(案)	42	第5	4	(2)	要求水準	「事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、管理台帳の作成を行うこと。」と記載がありますが、入線工事前に管理台帳を作成し、入構状況の確認は、現地立会に限らず、電線管理者へのヒアリング、写真、動画等での対応も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書(案)	47	別紙1			引渡予定日	引渡予定日は令和10年3月31日と記載していただいているところですが、実施方針P4 第1.1.(8)及び要求水準書P4 第1.7.(5)に記載していただいている年月日と合致していないように思われますが、どのように捉えればよろしいでしょうか。	引渡予定日は「令和13年3月頃」が正です。 要求水準書(案)を修正します。

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に係る意見回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書 (案)	11	第2	2	(1)	BIM/CIM活用業務について	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があると思われます。地上レーザー測量・点群測量のデータの貸与をお願いします。また、測量が未実施である場合は、本事業の中で設計変更にて対応をお願いします。	測量データは、事業契約締結後に貸与します。 測量データの不足部分については、東北地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
2	要求水準書 (案)	14	第2	4	(2)	既存ストックの活用について	詳細設計段階において既存ストックの活用を検討する旨が記載されておりますが、現段階において活用の可否が判断できません。そのような状況において、実施方針第2.6.(4)④に記載の既存ストックを活用する工事を行う者の条件を満たした工事企業を選定するのは困難と考えます。	閲覧資料「国道49号富田地区電線共同溝に関する詳細設計図面」をご確認ください。